

# 事業主の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症にかかる助成金のご案内

愛媛労働局雇用環境・均等室

### 雇用調整助成金の特例措置 の助成内容

#### 助成金の概要

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する助成金制度です。

#### 支給対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

#### 特例措置の 主な内容

- ①解雇等を行わない場合の休業手当に対する助成率を最大9/10に引き上げ
- ②雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象
- ③生産指標の要件を緩和
- ④事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
- ⑤計画届の事後提出を可能とし提出期間を延長

#### 問い合わせ先

雇用調整助成金に関するコールセンター（0120-60-3999）

#### 詳細はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)



### 働き方改革推進支援助成金（テレワーク特例コース） の助成内容

#### 助成金の概要

テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更などにかかる費用の一部（対象経費の合計額×1/2、100万円が上限）を助成する助成金制度です。  
（※シンクライアント型端末（パソコン等）の購入費用は対象となりますが、シンクライアント型以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません。）

#### 支給対象

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主

#### 支給対象の 取組例

- ①テレワーク用通信機器の導入・運用
- ②就業規則・労使協定等の作成・変更
- ③労務管理担当者に対する研修
- ④労働者に対する研修、周知・啓発
- ⑤外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング

#### 問い合わせ先

テレワーク相談センター（0120-91-6479）  
（※上記のフリーダイヤル以外にも、「03-5577-4724」「03-5577-4734」の電話番号（5月31日まで）、「sodan@japan-telework.or.jp」のメールアドレスでも相談を受け付けています。）

#### 詳細はこちら

<https://www.tw-sodan.jp/>



## 働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）の助成内容

### 助成金の概要

特別休暇を就業規則に規定することに向けて、支給対象となる取り組み費用の一部を助成（助成率3/4など）する助成金制度です。【助成上限額：50万円】

### 支給対象

労働者災害補償保険の適用事業主で、特別休暇の規定の整備を行う中小企業の事業主

### 支給対象の取組例

①就業規則などの作成・変更      ②外部専門家によるコンサルティング  
③労務管理用機器の導入・更新      ④労働能率増進に資する設備の導入・更新  
（パソコン等の購入費用は対象となりません）  
（※特別休暇の整備として、必要な手続きの上、事業実施期間中に就業規則が施行されていることが必要となります。）

### 問い合わせ先

愛媛労働局雇用環境・均等室（089-935-5222）

### 詳細はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html)



## 小学校休業等対応助成金の助成内容

### 助成金の概要

小学校休業等により子の世話をする保護者に有給の休暇を取得させた企業を支援する助成金制度です。

### 支給対象

令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

### 問い合わせ先

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター  
（0120-60-3999）

### 詳細はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)



### 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



### 愛媛労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/home.html>

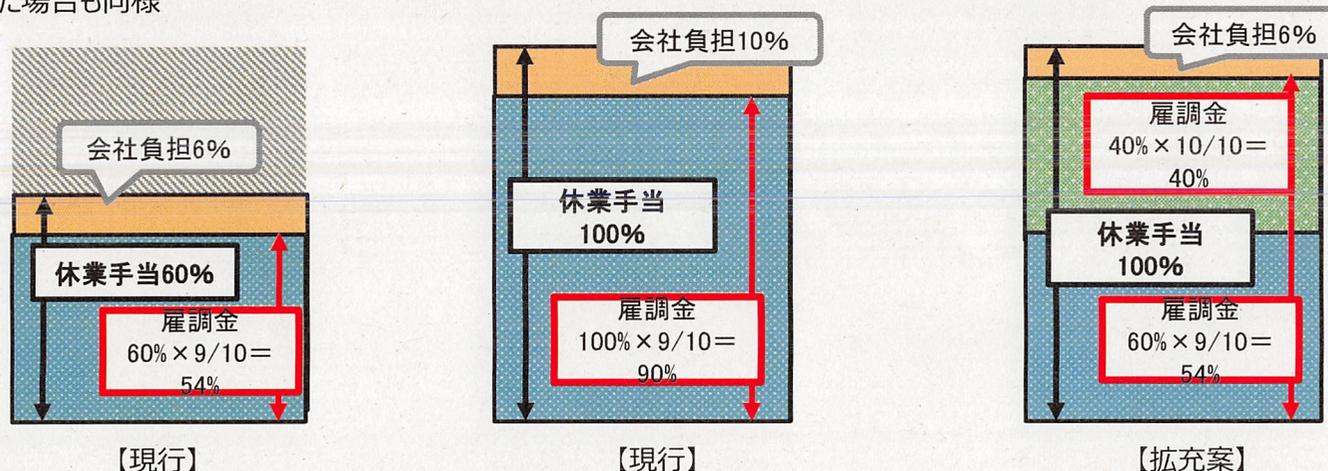


- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止が図られる中で、経済活動に急激な影響が及ぶとともに、長期にわたる休業が求められており、労働者の雇用を維持し、その生活の安定を確保することが重要。
- このため、支払能力の乏しい企業においても、労働基準法上の基準（60%）を超える高率の休業手当が支払われ、また、休業等要請を受けた場合にも労働者の雇用の維持と生活の安定が図られるよう、以下の拡充を行う。

## 拡充1. 休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする

中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に10/10とする。

※ 教育訓練を行わせた場合も同様



## 拡充2. 1のうち一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする

休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること
- 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること
  - ① 労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること
  - ② 上限額（8,330円）以上の休業手当を支払っていること（支払率60%以上である場合に限る）

※ 教育訓練を行わせた場合も同様

適用日 令和2年4月8日以降の休業等に遡及（4月8日以降の期間を含む支給単位期間に適用）

※ 対象労働者1人1日当たり8,330円が上限

なお、事業主の皆様へ前広に安心していただけるよう政府としての方針を先行して表明したものです。申し訳ございませんが、本特例措置の詳細については、令和2年5月上旬頃を目途に発表しますので、お問い合わせは、もうしばらくお待ち下さい。

